

## 4 雇用保険について

暫定再任用職員・非常勤教員の皆さんは、その在職期間中、雇用保険に加入しています。

そのため、退職後、一定の要件を満たす場合、退職者本人が手続をすることにより雇用保険の失業等給付を受けることができます。

失業等給付とは、失業した際に働く意思と能力がありながらも就職できない場合に、再就職までの一定期間の生活を安定させ、安心して就職活動を行い一日も早く職業生活へ復帰するために支給されるものです。積立金ではないことを御理解ください。

### 1 失業等給付の受給要件

退職後、自分の住所を管轄する公共職業安定所（以下、ハローワークとする。）に「離職票」等を提出するとともに、「求職の申込」をする必要があります。

また、「就職したいという積極的な意思」と「いつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境等）」があり、「積極的に求職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態」にある方が対象となります。

なお、受給資格には、原則として、離職日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数（勤務日数）11日以上の月が12か月以上あることが必要です。

詳細は、住所地を所管するハローワークにお問い合わせください。

### 2 失業等給付受給手続

#### (1) 申請手続き

退職後、「雇用保険被保険者離職票 1」、「雇用保険被保険者離職票 2」及びハローワーク作成のパンフレット「離職された皆様へ」が、退職時の所属を通じて4月下旬以降に本人宛てに届きます。

受給手続が遅れると所定給付日数分受給できない場合があるので、退職日の翌日から1年以内に、給付が終わるよう遅れずに手続してください。

なお、受給手続の前に、ハローワーク作成のパンフレット「離職された皆様へ」を事前にお読みください。手続方法等、必要事項が丁寧に記載されています。

また、失業等給付を受ける場合、年金の支給が停止になる場合があります。

年金との併給調整についての詳細は、住所地を所管する日本年金機構の各年金事務所に  
お問い合わせください。

#### (2) 提出先

自分の住所地を管轄するハローワーク

受付時間：平日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始は休み）

### 3 給付方法・給付日数等

#### (1) 給付方法

退職時の年齢	種別	給付方法
① 65歳以上	高年齢求職者給付	給付日数分を、一括支給
② 65歳未満	一般求職者給付	※給付日数分を、4週間に一度支給

※ 給付を受けるためには、4週間に一度自分の住所地を管轄するハローワークで失業状態にあるかどうかの確認（「失業の認定」という。）を受けなければなりません。

#### (2) 受給期間（期限）

ア 退職時の年齢が65歳以上

退職の翌日から1年を経過する日まで（受給期限）※手続時ではないことに注意

イ 退職時の年齢が65歳未満

退職の翌日から1年間（受給期間）となっており、この期間内に所定給付日数を限度として支給されます。

したがって、退職後相当期間を経過した後に受給手続をした場合は、所定給付日数分受給できない場合があります。

詳細は、住所地を所管するハローワークにお問い合わせください。

#### (3) 給付日数

退職時の年齢及び離職理由により給付日数が異なります。

ア 65歳以上で退職した場合

基礎算定期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

イ 65歳未満で退職した場合

① 再雇用期間終了や自己の意思で退職した場合

被保険者として雇用された期間	10年未満
給付日数	90日

② 障害者等の就職困難者である場合（45歳以上65歳未満）

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上
給付日数	150日	360日

③ 特定受給資格者の場合（解雇等により離職を余儀なくされた者）

	被保険者として雇用された期間		
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満
45歳以上65歳未満	90日	180日	240日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日

#### (4) 支給される金額

被保険者が受給できる失業給付金の1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は、原則として離職した日の直前6か月に、毎月決まって支払われていた賃金の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます。）のおよそ45～80%となっています。

## 【受給手続】

**Q 1** 求職申込手続をしなくても失業等給付が受けられるか

**A** 退職後、自分の住所地を管轄するハローワークに必要な書類を持参の上、求職の申込みをしなくては、「失業等給付（求職者給付）」は受けられません。

**Q 2** 病欠で1月から3月末日まで休んでいるが失業等給付が受けられるか

**A** 病欠分を除き、12月から順次11月、10月と遡り、離職の日以前2年間のうちに11日以上勤務した月が12か月以上あれば、離職後に失業等給付（求職者給付）を受けることが可能です。ただし、働ける状態でないと受給できません。

## 【給付額等】

**Q 1** 暫定再任用・非常勤教員を通算して5年で終了する場合、給付方法と給付額はどうか

**A** 退職時の年齢が65歳以上で雇用期間が1年以上あれば、高年齢求職者給付金は一括支給となり、給付額は基本手当日額の50日分となります。

**Q 2** 暫定再任用・非常勤教員の5年間の間に、事業主が変わった場合、給付額はどうか

**A** 「被保険者として雇用された期間」が1年以上あり、年齢が65歳以上であれば、事業主が変わっても「一時金」の給付額は同じです。

**Q 3** 民間企業で働いたときの雇用保険はどうか

**A** 民間企業の退職日から、再雇用された日までの期間が1年以内であり、かつ、失業等給付を受給していない場合は通算されることがあります。

## 【就職したときは】

### Q 1 失業等給付を受給しないですぐに再就職した場合はどうすればよいか

- A** 既に再就職が決まっている方は、失業の状態ではありませんので失業等給付の支給対象になりません。
- 再就職先を退職するなど失業の状態になったときは、その時点で受給手続きができる場合がありますので、**離職票は大切に保管してください。**
- 再就職した場合は、再就職先に「雇用保険被保険者証」を提出してください。

## 【その他】

### Q 1 雇用保険被保険者証を紛失したので再交付を受けたいがどうしたらよいか

- A** 「雇用保険被保険者証再交付申請書」がハローワークインターネットサービスのホームページから入手可能です。ハローワークの窓口にて再交付の手続きをしてください。

### Q 2 失業等給付は課税されるか

- A** 雇用保険の「失業等給付」等には、租税その他の公課を課することはできません。よって、確定申告の際に、収入として申告する必要はありません。

### Q 3 学校によって適用事業所は違うか

- A** 雇用保険の適用事業所は、次のようになっています。  
お問合せは、直接ではなく退職時の所属担当者を通じて行ってください。

- 都立学校、区立学校及び島しょの町村立学校に勤務していた方  
→ 教育庁 福利厚生部 福利厚生課 社会保険担当 電話 03(5320)6816
- 市立学校及び多摩地域の町村立学校に勤務していた方  
→ 東京都多摩教育事務所 管理課 教職員担当 電話 042(524)7135

※ 雇用保険被保険者離職票-1・離職票-2は、4月下旬以降、退職時の所属を通じて配布する予定です。